

# 協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



令和  
6年  
3月号

## 退職後に任意継続保険の加入を希望される方へ

健康保険制度では、被保険者（加入者ご本人）が退職等により健康保険の資格を喪失した際に一定の条件を満たしていれば、引き続き「任意継続被保険者」として健康保険に加入することができます。

### 加入条件

- 退職日（資格喪失日の前日）までに、継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
- 退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内（必着）にお住まいの都道府県にある協会けんぽの支部に任意継続資格取得申出書を提出すること。

### ★各種認定証等をお持ちの方

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を利用していた方は、**再度申請が必要**となります。

### ★添付書類

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格所得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者と同居	●添付書類不要（※）	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

※マイナンバー情報が未収録である場合等の理由により情報照会の結果、収入情報等を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

※提出確認書類の具体例は協会けんぽのHPをご覧ください



協会けんぽの各種申請は、**便利な郵送でのご提出をお願いします！**

【お問い合わせ先】業務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内①番）

## （事業主様へ）退職される方の保険証は必ず回収をお願いします

資格喪失（退職、扶養の解除等）に伴い回収されました保険証は、「資格喪失届」や「被扶養者（異動）届」に添付して速やかに日本年金機構（福岡広域事務センター）へご提出ください。また、紛失等で保険証が回収できなかった場合は、「被保険者証回収不能届」に被保険者の連絡先を記入のうえ、資格喪失届・被扶養者異動届に添付し、日本年金機構（福岡広域事務センター）へご提出をお願いします。



ご注意ください

無効となった保険証で受診された場合、保険適用された医療費をお返しいただくこととなります。

【お問い合わせ先】レセプトグループ ☎099-803-3276

# 令和6年度の健診案内について

令和6年度の健診の案内を下記の日程でお送りいたします。ご案内が届きましたら、内容をご確認いただき、希望する健診機関へご予約をお願いします。年に1回、健診でご自身のからだをチェックしてみましょう！

## 生活習慣病予防健診

35歳以上75歳未満の被保険者（ご本人）様

令和6年3月15日から 発送

「生活習慣病予防健診のご案内」および「対象者一覧表」を事業所様 へてにお送りいたします。  
血液検査等に加えてがん検診までがセットになったお得な健診です！

事業所様向け  
「情報提供サービス」  
をご紹介します

・本サービスでは、生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードすることができます。健診のご予約や、受診状況の管理に使用することができますので、ぜひご利用ください。

◆保険証の保険者番号・記号・番号 ◆対象者氏名・生年月日

◆受診可能な健診種類

※ご利用には、協会けんぽホームページより申請が必要です。  
【詳しくは「協会けんぽ 情報提供サービス」で検索！】



## 特定健康診査

40歳以上75歳未満の被扶養者（ご家族）様

令和6年3月29日から 発送予定

「特定健康診査のご案内」および「特定健康診査受診券（セット券）」を対象者様 へてご自宅（被保険者様のご住所）へお送りします。

県内700を超える健診機関や検診車で受ける巡回健診会場で受診できます。  
鹿児島県内での受診の場合、自己負担額は0円～2,000円程度です。

【お問い合わせ先】保健グループ ☎099-219-1735

## 2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう！ マイナ保険証

### マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

**便利** 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん！！】



【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内④番）



全国健康保険協会 鹿児島支部  
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階  
TEL：099-219-1734(代表) FAX：099-219-1743

メルマガの  
登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～

